

岩手県監査委員告示第26号

包括外部監査結果の公表（平成24年岩手県監査委員告示第9号）により公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年3月31日

岩手県監査委員 柳村 岩見  
岩手県監査委員 吉田 政司  
岩手県監査委員 工藤 洋子

1(1) 外部監査の種類

平成23年度に実施した地方自治法第252条の37第1項及び岩手県包括外部監査契約書第7条に基づく包括外部監査

(2) 選定した特定の事件（テーマ）

公有財産に係る財務事務の執行及び管理の状況について

(3) 監査委員告示

平成24年3月9日付け岩手県監査委員告示第9号

(4) 岩手県知事からの措置結果通知の内容及び受理日

包括外部監査の結果に対する措置について 平成27年3月3日

(5) 指摘事項及び措置内容

ア 指摘事項

中間介在者への使用許可について

県の施設内における自動販売機等の設置について、県では行政財産の目的外使用許可により実施している。この使用許可において、自動販売機等の事業者ではない相手先（以下、「中間介在者」という。）への使用許可が行われるケースが散見される。

当該使用許可の関係を図示すると以下のとおりである。



また、平成22年度において、総務部所管における中間介在者への使用許可の状況は以下のとおりである。

所管	相手先	主な内容	設置台数（台）	使用料（円）	備考
総務部	岩手県職員労働組合	各地区合同庁舎内の自動販売機	31	—	100%減免
	岩手県庁生活協同組合	本庁舎内の自動販売機	4	—	100%減免
	その他法人	本庁舎内の自動販売機	3	8,023	

（注）「使用料」は基本使用額のみ記載しており、諸経費相当額（光熱水費等）は全て徴収されている。

中間介在者は自販機業務等を行っておらず、他者への委託を前提としているため、このような中間介在者への使用許可が適切かどうか問題となる。

この点につき、以下の問題点を考慮すると、中間介在者への使用許可は不適切である。

- ・ 他者への委託を前提とした使用許可を容認することにより、同一時期に同一場所の使用許可申請が複数生じる可能性が高くなるが、使用許可申請が競合した場合の取扱基準が明らかでない。使用許可の申請者と実際の使用者に相違があり、業務を委託しているに過ぎない申請者への使用許可を正当化する根拠は希薄である。

- ・ 設置場所の利用は貸付けによる契約方法も可能でありながら、あえて中間介在者への使用許可を継続することに、公平性が確保されているとは考えられない。また、県と自販機業者の直接契約によって貸付料収入を得られるにも関わらず、中間介在者に対して使用許可をした上で自販機を設置させる合理的理由は見当たらない。
- ・ 中間介在者への使用許可には、使用許可の相手先への間接的な財政的援助の効果を有するものもあるが、手続上の透明性が確保されているといえるか疑問である。また、相手先においては当該自動販売機の設置に伴う利益は収益事業として課税されるため、間接的な財政的援助の効果として経済的といえるか疑問である。

## イ 措置内容

中間介在者への使用許可について

県有財産の有効活用と歳入確保のため、平成24年度から、県有施設の一部の自動販売機について一般競争入札による貸付契約方式を試行したところ、一定の成果が認められたことから、現在本格実施し、順次対象を拡大のうえ実施している。

## 2(1) 外部監査の種類

平成24年度に実施した地方自治法第252条の37第1項及び岩手県包括外部監査契約書第7条に基づく包括外部監査

### (2) 選定した特定の事件（テーマ）

知事部局の委託契約について

### (3) 監査委員告示

平成25年3月5日付け岩手県監査委員告示第21号

### (4) 岩手県知事からの措置結果通知の内容及び受理日

平成24年度包括外部監査に対する措置結果について 平成27年3月2日

### (5) 指摘事項及び措置内容

#### ア 指摘事項

##### (ア) 長期継続契約への移行について

入畑ダム管理所警備機器保守点検業務委託

委託契約の概要

部課名	北上土木センター	契約No.	63
委託先名称	セコム株式会社		
委託契約金額	1,045,800円		
委託契約の概要	入畑ダム管理所における、警備機器を使用した24時間体制の警備全般業務を委託するものである。当該業務には警備機器の保守点検業務も含まれている。		
委託契約期間	平成23年4月1日～平成24年3月31日		
変更契約の有無	無	再委託契約の有無	無

当該契約は、セコム株式会社の特許製品である警備機器の使用を前提にした業務であるため、競争入札には適さないとする県の見解は理解できる。

一方、每期随意契約による方法により契約手続を実施することが、事務手続の効率性の観点から疑問である。

この点、県は、長期継続契約に関する自治法の規程を受けて、「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」で、長期継続契約を締結することができる契約を以下のとおり定めている。

第2条 政令第167条の17に規定する条例で定める契約は、次に掲げるものとする。

#### (1) 次に掲げる物品を借り入れる契約

ア 電子計算機（これに用いられるプログラムを含む。）

イ 事務用機器（アに掲げるものを除く。）

ウ 試験研究用機器

- (2) 次に掲げる役務の提供を受ける契約
  - ア 庁舎、学校その他の施設（これに付随する設備等を含む。）の管理
  - イ 前号アからウまでに掲げる物品の保守、点検その他の管理
- (3) 前2号に掲げるもののほか、物品を借り入れ、又は役務の提供を受ける契約で、商慣習上複数年にわたり契約を締結することが一般的であることその他の事由により翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすもののうち、知事又は公営企業の管理者が別に定めるもの

また、上記条例第2条(3)の「知事又は公営企業の管理者が別に定めるもの」（平成17年12月26日告示第1096号）について、以下の定めがある。

- 1 次に掲げる物品を借り入れる契約
  - (1) 庁舎等に備え付けて使用する機器又は調度品
  - (2) 被服又は寝具
  - (3) 医療用機器その他医療の提供に必要な物品
  - (4) 警察業務用機器
  - (5) 教育用機器（学校以外で行う訓練、講習等のために用いる機器を含む。）
  - (6) 自動車（道路維持作業用自動車及び災害からの復旧復興の業務のため使用する自動車に限る。）
- 2 次に掲げる役務の提供を受ける契約
  - (1) 1(1)から(6)までに掲げる物品の保守、点検その他の管理
  - (2) 受付案内業務
  - (3) 給食業務
  - (4) 歳入の徴収又は収納業務
  - (5) 医療に関する事務その他医療の提供に必要な業務
  - (6) 自動車保管場所証明関係業務、運転免許関係業務その他の警察業務
  - (7) 県政広報業務
  - (8) 気象情報、交通情報その他の情報の収集及び提供業務
  - (9) 農業改良資金その他の制度資金の貸付け及びこれに付随する業務
  - (10) 流域下水道維持管理業務
  - (11) 防災ヘリコプター運行业務
  - (12) 魚類種苗生産等業務
  - (13) 総務事務センターの行う給与旅費、手当の認定、非常勤職員等の任免及び厚生福利に関する事務その他の事務の処理に係る労働者派遣

本業務名は「保守点検業務委託」となっているものの、実質的な業務は入畑ダム管理所の警備業務であり、上記条例や告示に定める事項に該当する可能性があるものと考えられる。

(イ) 契約書の記載事項（違約金）について

一関市都市計画道路3・5・11号山目駅前釣山線用地取得事務処理業務委託

委託契約の概要

部課名	一関土木センター	契約No.	77
委託先名称	一関市		
委託契約金額	164,816,000円		
委託契約の概要	都市計画道路山目駅前釣山線道路改良（道路拡幅）に係る用地取得業務の委託		
委託契約期間	平成23年8月1日～平成24年12月31日		

変更契約の有無	有	再委託契約の有無	無
---------	---	----------	---

県の会計規則第117条第1項によれば、契約書には、違約金条項（契約期間内に契約を履行しない場合は、契約金額から既成部分を控除した額につき年3.1パーセントの割合で計算した違約金を徴収することがある旨）を定めなければならないとあるが、本契約書には当該条項が記載されていなかった。

県の説明によれば、岩手県会計規則第109条第2項ただし書中「契約の性質又は目的により該当のない事項」として、「国又は他の地方公共団体等と契約を締結する場合」を対象として取り扱っており、違約金の条項を省略しているとのことであった。

確かに、本契約のように、相手方が国や地方公共団体等であり、契約不履行のおそれがほとんどない場合は、違約金条項を契約書に記載する意義に乏しいと考えられるが、「契約の性質又は目的により該当のない事項」の解釈の仕方は、各契約担当者にゆだねられており、県としての統一した見解が存在するわけではなかったため、必ずしも、違約金条項を契約書に記載しなかったことについての根拠付けが明らかではなかった。

## イ 措置内容

### (ア) 長期継続契約への移行について

当該契約の主な業務は、機器の定期巡回点検であり、人件費が大きな割合を占めている。

また、自動消火装置の消火剤、消火ガスの補てんについては、必要に応じて県が負担する仕様となっている。

この業務特性を考慮して検討した結果、次の理由により長期継続契約は適さないと判断された。

- ・ 本県経済の状況は人件費が増加傾向にあり、長期継続契約とした場合には受託者が不利となるため、相手方の理解が得にくい。
- ・ 消火剤、消火ガスの補てん業務は、契約年度により必要回数に変動が生じる可能性があること。

### (イ) 契約書の記載事項（違約金）について

平成26年4月1日付けで用地取得業務委託事務取扱要領を改正し、同要領で定める用地取得事務処理業務委託契約書に、会計規則で規定する履行遅延の場合の損害金の条項を追加した。